

事業を行う皆さん お早めに！ 給与支払報告書の提出



締め切り 1月31日(水)

国税務課市民税担当 Tel 71-2485

令和5年中に給与等を支払った事業者と給与・賃金、雇人費や専従者給与の支払いをした営業、農業、不動産所得のある人は、給与支払報告書の提出が必要です。

事業者の皆さんには11月に総括表等の書類を送付しましたので、受給者全員分の提出をお願いします。給与支払報告書(個人別明細書)等は税務署で配布しています。昨年eLTAX(エルタックス)または光ディスクで提出した事業者には給与支払報告書提出のお知らせを送付しましたのでご確認ください。

■ご注意

個人事業主の皆さんは、提出時にマイナンバーカード等で本人確認が必要です。

オススメ！ 給与支払報告書の電子データ提出



① eLTAX による提出

インターネットからeLTAXに登録し、提出します。詳しくは地方税共同機構HP(右記)をご覧ください。

☎ヘルプデスク Tel 0570-081459



② 光ディスク(CD-Rなど)による提出

税務・会計ソフトウェアから給与支払報告書のデータを出力し、光ディスクに保存して提出します。

締め切り 1月31日(水)

事業を行う皆さん 忘れずに！

固定資産税 償却資産の申告

☎税務課家屋担当 Tel 71-2482



会社や個人で事業を行っている人で、1月1日現在に償却資産を所有している人は申告が必要です。申告書は、12月上旬に発送しました。用紙の不足や届かない場合はご連絡ください。

■償却資産の対象となるもの

構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具、備品、建物付帯設備(家屋として課税されているものを除く)などの事業用資産

■申告時の注意点

所得の計算上、損金または必要経費として申告している資産が対象になりますが、確定申告をしない場合や前年と同じでも申告してください。資産の多少にかかわらず該当する資産は申告してください。

○農耕作業車が申告対象となる場合

農耕作業車の多くは対象外(軽自動車税の対象)ですが、大型特殊自動車は申告の対象となります。

○個人が設置した太陽光発電も申告対象に

次の場合は申告してください。

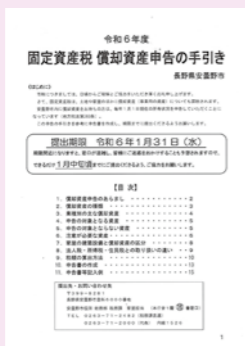
▷ 全量売電する場合

▷ 10kw以上の設備がある場合

※法人が取り付けた設備、個人事業主が自己の事業に供する場合はすべて償却資産に該当します。

「手引き」で確認 計算式や対象資産

「償却資産申告の手引き」で計算方法や対象資産などの詳細をご確認ください。手引きは税務課・支所・市HPから入手できます。



家屋を取り壊したら お知らせください



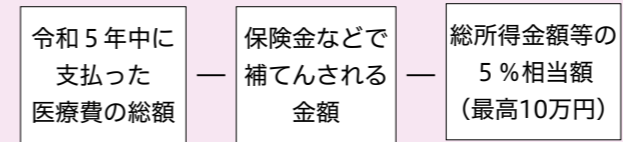
毎年1月1日現在に存在する家屋には固定資産税が課税されます。家屋を一部でも取り壊した場合は「家屋取り壊し申告書」の提出または税務課家屋担当へご連絡ください。届け出がないと引き続き課税される場合があります。また、4月に送付した固定資産税納税通知書に同封の課税明細書で、土地・家屋の課税内容をご確認ください。

今から準備！令和5年分の申告書類

☎税務課市民税担当 Tel 71-3111

申告書類等は1月中旬ごろ、税務課・支所に設置します。事前に書類を作成の上、申告受付にお越しください。

医療費控除の計算式(最高200万円)



医療費控除の範囲

対象となる費用(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師による診察や治療費 ・ 治療に必要な医薬品の購入費 ・ 入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・ 介護保険制度等で提供される施設や居宅サービスの対価 ・ 医師等の診断により受ける新型コロナウイルス感染症のPCR検査の検査費用(公費負担分を除いた自己負担分のみ)
対象とならない費用(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断や人間ドックの費用 ・ インフルエンザ等の予防接種の費用 ・ マスクや消毒液の購入費 ・ 自己判断で受ける新型コロナウイルス感染症のPCR検査費用(「陽性」と判明した場合は対象)

※領収書の添付は不要です。5年間自宅で保管してください。※詳細は国税庁HPをご覧ください。松本税務署(Tel 32-2790)へ問い合わせください。

医療費控除おむつ使用証明書の交付

おむつや失禁用尿取りパッドの購入費を医療費控除として申告する場合には「おむつ使用証明書」が必要です。初めて控除を受ける場合は主治医に証明書の作成を依頼してください。2回目以降は、市が証明書に代わる書類を交付しますので窓口へ申請してください。

☎6カ月以上寝たきりの状態にある人または同様の状態と認められる人で、医師がおむつの使用が必要と証明した人

☎高齢者介護課または支所

☎高齢者介護課 Tel 71-2012



申告者や生計を一にする配偶者・その他の親族のために支払った医療費は、医療費控除として所得金額から差し引くことができます。「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください。※支払った医療費が還付される制度ではありません。

■マイナ連携で確定申告書に自動入力
マイナポータル連携を活用すると、医療費通知情報取得し、確定申告書を作成する際に自動入力することができます。詳細は国税庁HP(下記)をご覧ください。



医療費控除



収支内訳書

営業、農業、不動産の所得がある人は、収支内訳書が必要です。パソコンで作成する人は、国税庁HP「申告書作成コーナー」をご利用ください。



障害者控除対象者認定書の交付

障害者手帳等の交付を受けていなくても、一定の基準に該当する人は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで障害者控除を受けることができます。令和5年12月31日現在要介護認定を受けている65歳以上で、下記の表に該当する人(直近の認定調査票・主治医意見書などから判断します)

☎「障害者控除対象者認定申請書」を高齢者介護課または支所へ提出。認定書は障害事由の存続期間中は変更がない場合に限り、継続して使用できます。

☎高齢者介護課 Tel 71-2254



自宅で簡単申告！e-Tax 5メリット

自動計算・自動入力ので簡単に申告できるe-Taxで自宅申告にチャレンジしましょう!

【e-Taxを使うと・・・】

- ①書類持参が不要
- ②一部の添付書類が不要
- ③印刷・郵送が不要
- ④還付金の早期還付
- ⑤24時間いつでも申告可能



控除の種類	状態
障害者控除	要介護1以上の人のうち、身体障害者(3級～6級)等に準ずる人
特別障害者控除	要介護3以上の人で次に該当する人 ①身体障害者(1・2級)等に準ずる人 ②寝たきりの人

※認定書は税の控除のみに使用できるもので、障がい者としてのサービスが受けられるものではありません。